

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管官庁
財務省	0720010	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、貸し付け等をすることはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	C		いわゆる「三位一体改革」が進められる中であっても、国税を財源とする補助金等に係る予算の適正な執行及び補助目的の完全な達成を図ることは、あくまで国の責任であることから、処分制限財産の範囲及び解除要件を市町村の条例で定めて、国の関与を排除することは適当ではない。なお、政令で定める解除要件に該当しない場合であっても、各省各庁の長の承認や地域再生法に基づく(内閣総理大臣の認定があれば、目的外の処分が可能であり、地方公共団体等の要望に応じて目的外処分の運用を弾力化してきたところである。	1162	11621060	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る。このため、同法第22条中「政令で」とあるのを「市町村の条例で」と改める。	社会経済情勢の変化に対応した柔軟な行政運営を展開する。	補助金により取得した財産の主な利用者は、当該地域の住民であることから、補助金の財源が貴重な国民の血税であるといえ、当該地域の実情により、当該自治体住民の代表者で構成する議会の承認を得て、補助目的外の処分を決定することは、現下の急変する社会環境に迅速に対応するとともに、危機的な財政状況の改善のためにも有益である。また、地域再生プログラムにおいても、一部において補助金施設の活用について規制が緩和されており、さらに、国税であることを根拠とする国の管理は、現在国が進めている「三位一体改革」の方針に反するものと考えられるため。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	財務省
財務省	0720010	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化、の支援	財政融資資金普通地方債長期資金等借用証書特約条項第4条第1項(6)及び第10条第1項 財政融資資金地方債管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方債の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合には、現行の規定により対応が可能となる場合もある。なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。(繰上償還を猶予した事例については、財務局を通じて周知を図っているところ。)	1207	12072010	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化、の支援	廃校校舎等の有効活用を公共用に活用することが難しく、地域経済・地域活力・地域雇用につながる民間事業者参入をもって有効活用するときは、その廃校施設が、国庫補助金・地方債等で整備され、国庫補助金の返納・地方債の繰上償還・今後の施設維持管理費が生じる場合については、廃校校舎等を民間事業者等に有償で貸付ける場合においても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置の拡大をお願いします。	学校統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間事業者への有償貸付け 旅館・レストラン・事務所・工場等施設	学校統廃合に伴い国庫補助金を受けて建築した廃校校舎等施設の有効活用	熊本県山都町	統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間有償貸付けによる転用と民間事業者参入による地域活性化計画	文部科学省 財務省